

○鹿児島大学におけるABS指针对応に関するガイドライン

令和元年10月17日

学長裁定

1 本ガイドラインの趣旨

本ガイドラインは、国立大学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)における生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書(平成 29 年条約第 10 号)及び当該議定書の国内措置である遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針(平成 29 年 5 月 18 日財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第 1 号)の的確かつ円滑な実施について必要な事項を定め、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識の適法な取得と利用を行い、本学の教育研究活動の推進を図ることを目的とする。

2 用語の定義

本ガイドラインにおいて、次の用語は、当該各号の定めるところによるものとする。

(1) 「職員等」とは、次に掲げる者をいう。

ア 本学の役員及び職員

イ 本学と研究に係る契約関係にある共同研究員、受託研究員等(ポスドク等を含む。)

(2) 「部局等」とは、事務局、各学部、各研究科、附属病院、各機構、ヒトレトロウイルス学共同研究センター及び各学内共同教育研究施設をいう。

(3) 「部局長」とは、前号に定める部局等の長(事務局長を置かない場合の事務局にあつては研究推進部長)をいう。

(4) 「各研究グループ等」とは、各部局等における個別の研究グループ等をいう。

(5) 「各研究グループ長」とは、各研究グループ等の長をいう。

(6) 「生物多様性条約」とは、生物の多様性に関する条約(平成 5 年条約第 9 号)をいう。

(7) 「名古屋議定書」とは、生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書をいう。

(8) 「カルタヘナ議定書」とは、生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書(平成15年条約第 7 号)をいう。

(9) 「名古屋・クアラルンプール補足議定書」とは、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書(平成29年条約第31号)をいう。

(10) 「ABS」とは、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(Access and Benefit-Sharing)を言い、「ABS 指針」とは、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針をいう。

(11) 「遺伝資源」とは、遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来

する素材であって現実の又は潜在的な価値を有するものをいう。

(12) 「遺伝資源の利用」とは、遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発を行うことをいう。

(13) 「伝統的な知識」とは、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する先住民の社会及び地域社会において伝統、風習、文化等に根ざして昔から用いられている特有の知識のうち、遺伝資源の利用に関連するものをいう。

(14) 「国際クリアリングハウス」とは、名古屋議定書第14条1に規定する情報交換センターをいう。

3 国際条約並びに我が国及び提供国の国内法の遵守

職員等が海外との間で遺伝資源を取得又は譲渡する際には、ABS 指針を遵守すると共に、生物多様性条約、名古屋議定書、カルタヘナ議定書、名古屋・クアラルンプール補足議定書等(以下「生物多様性条約等」という。)の精神を遵守するものとする。また、海外において遺伝資源を採取又は取得して国内に持ち込む場合には、提供国の国内法を遵守し、原則として提供国の事前の情報に基づく同意(Prior Informed Consent、以下「PIC」という。)を取得する。

4 名古屋議定書の適用外

本ガイドラインは次に掲げる遺伝資源及び遺伝資源の利用については適用しない。ただし、採取又は取得する国において、異なる範囲を規定している国内法がある場合には、それに従う。

- (1) 核酸の塩基配列等の遺伝資源に関する情報
- (2) 人工合成核酸
- (3) 遺伝の機能的単位を有しない生化学的化合物
- (4) ヒトの遺伝資源
- (5) 遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識であって、平成29年8月20日より前に海外から取得したもの
- (6) 一般流通商品の貿易を目的として取得された生物資源
- (7) 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約(平成25年条約第8号、ITPGR)が適用されるもの及びその他の名古屋議定書適用外遺伝資源利用

5 ABS指针对応の全学責任体制

(1) ABS指针对応責任者等

ア 最高責任者

- (ア) 全学のABS指针对応に関する最高責任者は、学長とする。
- (イ) 学長は、各部局等のABS指針への適正な対応に関し、各部局長に対し、その趣旨について周知徹底を行う。
- (ウ) 学長は、本ガイドラインの的確かつ円滑な実施を図るため、鹿児島大学ABS推進室(以下「室」という。)を設置する。なお、室に関して必要な事項については、別

に定める。

イ ABS対応統括責任者

- (ア) 学長の下でABS対応業務を統括するため、ABS対応統括責任者を置く。
- (イ) ABS対応統括責任者は、学長が指名する理事をもって充て、ABS推進室長としてABS指針に関する業務を統括する。

ウ ABS対応責任者

- (ア) 本ガイドラインの遵守及びABS指針への適正な対応のため、ABS対応責任者を置く。
- (イ) ABS対応責任者は、産学・地域共創センター長とする。
- (ウ) ABS対応責任者は、ABS対応統括責任者の指示の下で、ABS指針に関する業務を行う。

エ 各部局等の責任者

- (ア) 各部局等のABS指针对応に関する責任者は、各部局長とする。
- (イ) 各部局長は、各研究グループ等のABS指針への適正な対応のため、各部局等に所属する各研究グループ長に対し、その趣旨を周知徹底する。

オ 各研究グループ等の責任者

- (ア) 各研究グループ等のABS指针对応に関する責任者は、各研究グループ長とする。
- (イ) 各研究グループ長は、当該研究グループ等のABS指針への適正な対応のため、当該研究グループ等に所属する職員等に対し、その趣旨を周知徹底するとともに、必要に応じ個別に助言又は指導する。

カ 事務局

- (ア) 室の事務手続きや相談窓口として、ABS指针对応の事務局を研究推進部社会連携課に置く。

6 遺伝資源取得・報告の手順

(1) 遺伝資源取得の事前申請

ア 職員等は、海外から遺伝資源を取得するときは、事前に海外遺伝資源取得事前申請書(様式1)により室に申請する。

イ 室は、申請内容に基づき、名古屋議定書の適用を受けるものかどうかの確認及び判断を行い、当該職員等に対し必要な手続き、情報等について助言及び指導を行う。

(2) 提供国の共同研究者・共同利用機関とのABSに関する手続き

当該職員等は、提供国の共同研究者を通じ室と協力して、研究によって生じる利益の配分を含めたABSに関しての相互合意条件(Mutually Agreed Terms、以下「MAT」という。)を定めた契約を相手方機関と締結するものとする。また、必要に応じて有体物の移転契約(Material Transfer Agreement、以下「MTA」という。)を交わすものとする。

(3) 提供国政府との手続き(PIC)

当該職員等は、提供国の共同研究者・共同研究機関を通じて、提供国政府からPICを

取得するための情報を入手し、室と協力して提供国政府に手続きを行う。

(4) 遺伝資源の持込みと報告

ア 当該職員等は、原則としてMATを定めた契約又はMTAを締結し、PICを取得した後に遺伝資源を持込むことができる。また、海外遺伝資源持込み報告書(様式2)により、室に報告する。ただし、提供国の事情によりPIC取得が困難な場合はこの限りではない。

イ 室は、名古屋議定書に基づき国際遵守証明書(IRCC: Internationally Recognized Certificate of Compliance)が国際クリアリングハウスに登録された場合には、6月以内に環境大臣に報告する。

(5) 利用と利用状況のモニタリング

ア 室は、当該遺伝資源を取得してから5年経過後に環境大臣から利用のモニタリング報告が求められた場合は、当該職員等に海外遺伝資源の利用に関する情報に係る報告書(様式3)の提出を要請し、当該報告書に基づき報告する。

イ 当該職員等は、室から海外遺伝資源の利用に関する情報に係る報告書の提出要請があった場合は、室に対し提出する。

7 学生等の遺伝資源持込みに対する取扱い

学生(外国人留学生を含む)又は外国人研究者(以下「学生等」という。)が研究材料として遺伝資源を持込む場合は、学生等の受入教員が代理で申請する。

8 啓発活動及び実態調査

室は、名古屋議定書及びABS指針に係る啓発活動及び海外遺伝子取得に係る実態調査を定期的に行うものとする。

9 提供国法令の違反の申立てに係る情報の提供

環境大臣から、提供国の法令違反について情報提供の要請があった場合は、当該遺伝資源に係る職員等、室及び関係部局で協力して対応するものとする。

10 その他

本ガイドラインに定めるもののほか、遺伝資源等の取得等の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(様式1)

海外遺伝資源取得事前申請書

研究活動等で、「海外遺伝資源」または「遺伝資源に関する伝統的知識」の取得及び利用（自己取得・第三者取得・留学生持込み等）を行う際は、本申請書に取得・利用の内容を記入して、事務局へ提出してください。

【提出／問合せ先】

事務局（社会連携課知的財産係）

電話 099-285-3878（内線3878）

E-mail tizai@kuas.kagoshima-u.ac.jp

提出日	
所属・職名	
氏名	
E-mail	

【取得・利用の内容】

1	遺伝資源・伝統的知識の具体的内容 ※学名、一般名、伝統的知識の内容等	
2	遺伝資源・伝統的知識を取得する 国・地域名	
3	相手先研究機関等（ある場合）	
4	取得（予定）時期	
	取得方法（予定）	
5	☐ 共同研究相手先等からの送付・持込み、 ☐ 本人による採取・持込み、 ☐ 留学生等（学生・外国人研究者含む）による持込み、 ☐ 海外寄託機関等からの入手、 ☐ 仲介業者からの入手、 ☐ 現地（海外）の店等で購入、 ☐ 日本国内の店等で購入 ☐ その他（ ）	
6	共同研究契約等の締結の有無	☐ 有 ☐ 無 ※「有」の場合は契約書の写しを添付してください。
7	発表予定時期（ある場合）	☐ 論文発表（ 年 月） ☐ 学会発表（ 年 月） ☐ 特許出願（ 年 月） ☐ 著書での発表（ 年 月）
8	自由記載欄 ※研究内容、関連するプロジェクト等	

(様式2)

海外遺伝資源持込み報告書

海外から「海外遺伝資源」または「遺伝資源に関する伝統的知識」の取得及び利用（自己取得・第三者取得・留学生持込み等）を行った際は、本報告書に取得・利用の内容を記入して、事務局へ提出してください。

【提出／問合せ先】

事務局（社会連携課知的財産係）

電話 099-285-3878 (内線3878)

E-mail tizai@kuas.kagoshima-u.ac.jp

提出日	
所属・職名	
氏名	
E-mail	

【取得・利用の内容】

1	遺伝資源・伝統的知識の具体的内容 ※学名、一般名、伝統的知識の内容等	
2	取得・利用の目的	
3	取得先（国、都市、提供機関、提供者）	
4	相手先研究機関等（ある場合）	
5	取得日	
6	取得方法	
	☐ 共同研究相手先等からの送付・持込み、 ☐ 本人による採取・持込み、 ☐ 留学生等（学生・外国人研究者含む）による持込み、 ☐ 海外寄託機関等からの入手、 ☐ 仲介業者からの入手、 ☐ 現地（海外）の店等で購入、 ☐ 日本国内の店等で購入 ☐ その他（ ）	
7	ABS手続き	☐ PIC取得先（ ） 取得日（ 年 月 日） ☐ MAT契約先（ ） 締結日（ 年 月 日） ☐ 共同研究契約（ ） 締結日（ 年 月 日） ☐ MTA契約先（ ） 締結日（ 年 月 日）
8	国際遵守証明書（IRCC）識別番号	☐ 有（ABSCH-IRCC- ） ☐ 無

①国際遵守証明書（IRCC）識別番号により取得した場合

国際クリアリングハウスへの提供を希望しない情報	☐ 報告者に係る情報
環境省Webサイトへの掲載を希望しない情報	☐ 報告者に係る情報 ☐ 国際遵守証明書（IRCC）の識別番号 ☐ 当該遺伝資源に関連し取得した伝統知識 ☐ 遺伝資源の利用に関する事項 ☐ その他（ ）
その他特記事項	

②許可証（PIC・MAT等）により取得した場合

国際クリアリングハウスへの提供を希望しない情報	☐報告者に係る情報 ☐提供国・提供者 ☐許可証等の発給機関・発給日・有効期限 ☐MAT設定の有無 ☐当該遺伝資源に関連し取得した伝統知識に係る事項 ☐商業的または非商業的な利用の別 ☐遺伝資源の利用に関する事項 ☐その他（ ）
環境省Webサイトへの掲載を希望しない情報	☐報告者に係る情報 ☐提供国・提供者 ☐許可証等の発給機関・発給日・有効期限 ☐MAT設定の有無 ☐当該遺伝資源に関連し取得した伝統知識に係る事項 ☐商業的または非商業的な利用の別 ☐遺伝資源の利用に関する事項 ☐その他（ ）
その他特記事項	

(様式3)

海外遺伝資源の利用に関する情報に係る報告書

研究活動等で、「海外遺伝資源」または「遺伝資源に関する伝統的知識」の取得及び利用（自己取得・第三者取得・留学生持込み等）を行い、環境大臣から利用に関する情報の提供が求められた場合は、本報告書に取得・利用の内容を記入して、事務局へ提出してください。

【提出／問合せ先】

事務局（社会連携課知的財産係）

電話 099-285-3878（内線3878）

E-mail tizai@kuas.kagoshima-u.ac.jp

提出日	
所属・職名	
氏名	
E-mail	

1	遺伝資源取得日	年 月 日
2	遺伝資源・伝統的知識の具体的内容 ※学名、一般名、伝統的知識の内容等	
3	遺伝資源・伝統的知識を取得した 国・地域名	
4	遺伝資源の利用の状況	☐ 遺伝資源を利用中である ☐ 遺伝資源を利用していたが、現在は利用していない ☐ その他（ ）
5	遺伝資源の利用の分野	☐ 化粧品、 ☐ 医薬品、 ☐ 食用品又は飲料品、 ☐ 植物育種、 ☐ その他の製品や品種の開発（分野： ）、 ☐ 非商業的な目的の研究、 ☐ その他（ ）
6	国際クリアリングハウスへの提供等を希望しない情報	☐ 報告者に係る情報 ☐ 提供国・提供者 ☐ 許可証等の発給機関・発給日・有効期限 ☐ MAT設定の有無 ☐ 当該遺伝資源に関連し取得した伝統知識に係る事項 ☐ 商業的または非商業的な利用の別 ☐ 遺伝資源の利用に関する事項 ☐ その他（ ）

7	環境省Webサイトへの掲載を希望しない情報	☐ 報告者に係る情報 ☐ 提供国・提供者 ☐ 許可証等の発給機関・発給日・有効期限 ☐ MAT設定の有無 ☐ 当該遺伝資源に関連し取得した伝統知識に係る事項 ☐ 商業的または非商業的な利用の別 ☐ 遺伝資源の利用に関する事項 ☐ その他（ ）
8	その他特記事項	